

マージン率等の情報提供について

※ 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。

※ 下記の情報(⑥を除く)は少なくとも毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

① 令和8年6月1日付け 派遣労働者数

0人

② 令和8年度 派遣先事業所数(実数)

0事業所

③ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

0円

④ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

0円

⑤ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) マージン率

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☐ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 ()

☒ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
技術者研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
管理者研修	入社3年目以降	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 総務課長 電話番号 06-4392-7510

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ・各種社会保険(労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険)
- ・定期健康診断、年次有給休暇、通勤手当支給

事業所名 株式会社 テスク
許可番号 派27-305689